

西宮市敬老事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多年にわたり社会に尽くした高齢者を敬うと共に、高齢者自らの生きがいと社会参加を促進し、福祉の増進と介護予防に資することを目的として実施する事業（以下「敬老行事等」という。）に関し、必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 この要綱において、敬老行事等とは次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 100歳到達者祝福事業
- (2) 米寿のお祝い事業
- (3) 男女最高齢者祝福事業
- (4) 高齢者作品展
- (5) 高齢者芸能大会

(対象者)

第3条 前条各号に掲げる敬老行事等の対象者は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 100歳到達者祝福事業は、年度内に満100歳に到達し、当該年度の7月31日時点で住民基本台帳に記載されている者とする。
- (2) 米寿のお祝い事業は、当該年度内に満88歳に到達し、当該年度の7月31日時点で住民基本台帳に記載されている者とする。
- (3) 男女最高齢者祝福事業は、当該年度の7月31日時点で住民基本台帳に記載されている者の中で男女最高齢者とする。
- (4) 高齢者作品展は、西宮市内に居住する、おおむね60歳以上の者とする。
- (5) 高齢者芸能大会は、西宮市内に居住する、おおむね60歳以上の者とする。

(事業の実施主体等)

第4条 100歳到達者祝福事業、米寿のお祝い事業及び男女最高齢者祝福事業は市主催事業とする。

- 2 高齢者作品展、高齢者芸能大会は市、西宮市社会福祉協議会及び一般社団法人西宮市老人クラブ連合会（以下「市老連」という。）の共催事業とし、事業の実施は、市老連が行う。

(実施時期)

第5条 敬老行事等の実施日は、敬老の日を中心に毎年9月から10月に行うものとする。

(所管課)

第6条 第2条の1号から3号に掲げる事業については高齢介護課が、同条第4号及び第5号に掲げる事業については地域共生推進課が所管する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は市長が定める。

付 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年12月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

第3条第1項第1号の規定に関わらず、平成20年度の100歳到達者祝福事業は、平成20年1月1日から同年3月31日までに満100歳に到達し、当該年度の7月31日時点で住民基本台帳に記載されている者又は外国人登録をしている者を対象とする。

付 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行し、第2条第4号の事業は平成21年度からこれを行う。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。